

平成 15 年 5 月 29 日

## 各委員からの意見

### 1. 知的財産権の取得・活用に積極的な研究者に対する適正な評価

- (1) 優れた知的財産権の取得・活用に積極的に取り組み、企業等への技術移転、ロイヤリティ収入、ベンチャー起業等の成果をあげた研究者を適正に評価すべきである。
- (2) 大学は、透明性・公正性に十分配慮した適正な評価システムをできる限り速やかに構築すべきである。また、評価システム構築のため、企業における人事評価システムの例、海外大学の運用事例等必要な情報を大学に提供すべきである。

#### (3) 研究者の評価

日本の大学は、従来、一般的に、産業の発展に資する知的財産の創造への関心が欧米と比較して低く、知的財産権を取得する活動は、企業が中心となっていた。しかしながら、今後は、大学の「知」を知的財産権の形で日本の産業競争力強化に生かすことが重要となる。そのために、大学における知的財産創造活動を活発化すべく、研究論文等と並んで、知的財産を重要な成果と位置づけるよう、研究者の評価尺度を改める必要がある。

### 2. 産業競争力強化につながる戦略的知的財産創造のための共同研究等の推進

- (1) 大学は、民間企業との共同研究等における営業秘密等秘密情報の取扱い、知的財産の取扱い等について、ルールを明確化すると共に、契約書の雛形、運用マニュアル等を自ら整備し、外部に対して積極的に公表すべきである。

#### (2) 大学の活性化

大学を「知」の拠点としていくためには、大学の業績情報公開、人材の流動化等によって大学に競争原理を導入し、その活性化を図っていく必要がある。

人材の流動化に関しては、欧米の大学のように、海外から優秀な研究者を受け入れて一緒に研究を行う方向を指向すべきである。この場合、日本の研究者と海外の研究者による新しい知的財産権が生まれた場合の知的財産権に係る諸々のルールを検討しておく必要がある。

- (3) 政府は、民間企業との共同研究等における営業秘密等秘密情報の取扱い、共同研究成果としての知的財産の取扱い、他の大学等(国内、外国)との連携による共同研究を実施する場合の留意事項等について、事例集の発行等必要な情報を提供すべきである。
- (4) 政府は、大学が主体的に取り組む共同研究等に対して、国からの資金的支援を拡充強化すると共に、その手続き運用の弾力化を図る。
- (5) 知的財産権の戦略的取得を可能とする産学連携の推進策  
大学と企業との共同研究の実施において、その成果を事業に結びつけるには、知財の戦略的取得が必要不可欠である。この際の大学側の特許取得および維持に関わる費用、また知財を担当する人材の雇用に対して、企業から提供を受ける共同研究費に対し、ある一定の割合(例えば20%)の予算配分(マッチングファンド)を国として行う。
- (6) 国内優先出願制度の弾力的運用  
米国のような仮出願制度は、先願主義の我が国にはそぐわないので、国内優先制度を柔軟に運用して、特許出願をしやすい制度を考慮したらどうか  
具体的には、  
特許請求の範囲の記載を不要とする。他は、必須記載事項とする。  
1年以内に特許請求の範囲の記載も含めて、正式な、特許出願をしなければ、出願は無効となる。但し、公開だけはして、公知文献扱いとする。  
素人でも出願可能な様式とする。PDFファイルでも出願可能とし、フォーマットは、許容範囲を広く認める。
- (7) 大学は、産官学連携と知的財産管理の機能を集中化し、大学としての対外窓口を一本化すべき。

### 3. 原則機関帰属ルールの下での円滑な組織管理に対する支援

- (1) 大学発知的財産権の産業界への移転を円滑にする制度構築  
大学において生み出された知的財産が円滑に産業界へ移転され、活用が図られる制度を構築する必要がある。
- ) 機関一元管理  
まず、知的財産権の帰属に関して、国立大学等の発明の帰属は、個人又国帰属が

主体で、企業が利用するためにはその都度、時間のかかる手続きが必要である。このことが、産業界にとって権利の幅広い活用の障害になっているので、発明の帰属を機関帰属に改め、移転・活用の促進を図る必要がある。

#### )産学連携に関するルール整備

次に、産学連携によって生み出された知的財産権については、例えば、共有特許の場合、企業が自社で実施したときの大学側の持ち分に応じた実施料の支払い及び第三者への許諾の在り方等について、柔軟な事前契約により取扱いが決められるように改めるべきである。

- (2) 大学は、平成16年4月の国立法人化後できるだけ速やかに、知的財産の原則機関帰属への切り替えを実施すべきである。そのため大学は、必要な職務発明規程を整備すると共に、利益配分方法、学内における事務手続き等を明確化し、学内の周知を図る。

- ・実施料が入った際の利益配分
- ・発明が生じたときの大学への開示方法
- ・発明の評価方法(どのような発明を大学の特許出願とするか、誰が)
- ・出願の是非を判断をするのか 等)
- ・大学として出願しないと判断した発明の取扱い
- ・知的財産管理を担当する組織体制(学内及び学外)のあり方 等

- (3) 統一した知的財産運用・管理

また、大学の知的財産の活用を目指したTLOの活動が開始されているが、知的財産の創造を促進するための組織も重要である。この場合、民間の経験豊富な人材を有効に活用しつつ、知的財産の創造から活用を一連の活動として密接に連携させ、統一された方針の下に運営・管理される仕組みを作ることが必要である。

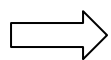
- (4) 大学において生じた知的財産の取扱いについて、我が国及び欧米の事例を踏まえた具体的なモデルを提示すべきである。

- (5) 営業秘密の取り扱い

実用化を目指した産学共同実用化研究(インキュベーション)を推進することが必要である。そのためには実用化を行う企業側には営業秘密について懸念がある。

課題1: 大学における秘密保持と研究情報公開のバランスを考え、試作品製作等に伴う企

業から提供する営業秘密において大学の管理制度の整備が必要である。



大学における営業秘密に関する制度化を行う

Conflict of Interest についてルール作りを行う

- (6) 大学は、大学が所有する権利化されていない知的財産(研究データ、マテリアル、ソフトウェア、コンテンツ等)について、その取扱いルールを明確にする。政府は、大学に必要な情報を提供すべきである。
- (7) 大学が知的財産活動を中長期的に安定して実施し得るよう、その資金の弾力的運用をお願いしたい。(予算の繰り越しを認める等)

#### 4. 大学及びTLOの知的財産活動の活性化に対する支援

- (1) 大学は、知的財産活動が大学の責務であることを明確に意思表示し、そのための財源を確保する。
- (2) 知的財産運用・管理に関する費用の確保  
独立行政法人化後の大学においては、国内・海外への特許出願が増加することが予想される。これに備え、弁理士費用及び海外出願費用等特許関連経費の確保が必要となる。これを踏まえ、大学に対する特許関連経費の国の支援を大幅に拡充する必要がある。また、研究開発の時期と、特許関係経費発生の時期がずれることを踏まえ、特許関連経費(出願、審査請求経費、特許料等)の運用について年度をまたがってもできる様にする等、年度会計にとらわれない柔軟なものにする必要がある。
- (3) 政府は、できるだけ多くの大学及びTLOが知的財産活動のスタートアップに 対して取り組めるよう、その特許出願・維持費用等について必要な予算措置を講じるべきである。
- (4) 大学の知財取得・維持・運用に要する直接費の時限的予算補助  
知的財産権の機関帰属により、大学においても特許出願・維持等に対する多額の直接的経費の負担が必要となる。法人化後の大学において、その予算は運営費交付金等の中から工面せざるを得ないが、その予算配分に対して必ずしも全学的な合意が取れるとは限らない。知財本部の活動が軌道に乗り、ライセンスフィー等の収入を十分に得られ、経営的にも知財本部が健全な体制を確立できるまでには少なくとも5年以上の機関を要すると思われる。国としてこの期間の大学における知財直接経費の一部

補助を行う。

(5) 大学は特許出願費用の捻出に不安を抱き、今から費用獲得に向けて産業界に打診が始まっている。これは、独法化後の出願費用や技術移転に掛かるコストが政府から捻出されるかどうか不明確であるが故の行動である。知財国家を標榜し、大学を核に改革を断行するのであれば、その予算についても早期に明示すべきである。また、出願費用等が毎年の予算制で拠出された場合、予算消化圧力がかかるため資金プール制を取ることが望ましい。

(6) 大学知的財産活動の国際化

知的財産特に特許分野で大学の果たすべき役割は欧米との競争に勝てる基本発明を生み出すことである。また、更にその発明を世界に通じる基本特許として権利化することである。大学は基本技術、基盤技術において国際競争力のある発明や開発を加速すべきであると考えらる。

課題1： 研究成果が国際的に高い評価を得るため、基本発明を国際的に通用する特許に仕立て上げる仕組み、人材が必要である

⇒ 国際特許出願をふやす仕組みづくり

課題2： 国際特許出願には時間と費用がかかる

⇒ 国際特許を書くための支援や出願のための資金面での配慮が必要  
グレースピリオドを米国なみの1年とする

大学知財本部やTLOに目利きのできる人を充実させることが課題である。企業における特許の事業化は長い開発過程があり、長年の経験を持った多種の目利きの総合力によって事業化できる。大学知財本部に目利きを早急に育成することは困難なので、産学間のインターンシップ等を通じた人材育成や人材交流によって力をつけることが必要である。

課題1： 開発現場(企業)での人材育成が必要である

⇒ 若手大学知財関係者の企業におけるインターンシップを促進する。そのために企業は協力する

課題2： 民間との人材交流として、民間企業の知財経験者、開発経験者を中心にベテラン人材の大学知財本部への登用を促進することが必要である

⇒ ベテランの教官登用、ベテラン派遣企業のインセンティブなどを新設する

- (6) 全国のTLOが相互に連携を取って、大学から生じた知的財産を有効に活用できるよう、そのビジネス・アライアンスを抜本的に強化する。
- (7) 大学及びTLOは、相互に連携を取って、大学知的財産本部及びTLO全体の意見調整及び総合的に実施する方が効果的な普及啓発活動、人材育成活動、教育活動等を実施する全国組織を構築すべきである。
- (8) 大学の知財本部における人材の確保について  
平成15年度以降の知財本部設置に際して、知財分野の管理・運用、さらには組織構成を企画・担当できる、有能で実際の経験を有する人材の確保が肝要。こうした人材を早急に確保するため、こうした資格・能力を有する優秀な人材の情報を集めた「知財専門バンク(仮称)」の設置が望ましい。

## 5.大学の知的財産教育機能の強化

- (1) 大学は、法科大学院における知的財産教育を推進するとともに、知的財産の創造から活用までを総合的に管理する能力を備えた技術経営の専門家を養成するMOT(マネージメント・オブ・テクノロジー)を格段に充実する。
- (2) 政府は、経営者の視点から知的財産戦略を構築し得るような知財専門家を体系的に養成するための知的財産専門職大学院を設置する。
- (3) 大学は、知的財産分野に精通し、研究開発、経営、起業等に豊富な知識・経験を有する産業界の人材を大学教育に積極的に活用する。

## 6.産業界の意識改革

- (1) 産業界は、大学の自主性を尊重すると共にその知的財産活動を正しく理解し、その知的財産を積極的に活用するよう努める。
- (2) 産業界は、大学に対して積極的に研究投資を行うことにより、大学の知的財産創造能力を最大限に生かすよう努める。
- (3) 産業界は、大学の優れた研究成果の価値を見出す、いわば「目利き機能」をレベルアップすることにより、知的財産活用能力の向上に努める。